明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産**一）　一

〔規　則〕

○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―五五―一〇一）　一

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**五九七）　二
○戸籍の一部が滅失した件（**同**五九八）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**五九九）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**五八〇）　三
○食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件（**厚生労働**四九八）　三
○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項の変更の件（**同**四九九）　三
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所の所在地の変更の件（**同**五〇〇）　四
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（**農林水産**一八三二）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一八三三～一八四〇）　五
○保安施設地区の指定をする件（**同**一八四一、一八四二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一三五七）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一三五八）　六
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**八三）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**一二〇、一二一）　七

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　北海道　東京都
愛知県　三重県　広島県　鹿児島県
札幌市　横浜市　名古屋市　堺市　神戸市　七

〔官庁報告〕

電波監理審議会の審理の開始について（電波監理審議会）　七
特定保安林の指定について（農林水産省）　八
特定保安林の指定の解除について（同）　八

〔人事異動〕

官庁
財団、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二
会社その他　二

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十一年十月）（実績）（内閣府）　四
日本と世界の天候（平成二十一年十一月）（速報）（気象庁）　四

〔地方自治事項〕

〔公　告〕

諸事項　二九

省令

○厚生労働省・農林水産省令第二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十四条第一号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚生省・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表サルの項第二号を次のように改める。

二　インドネシア共和国、ガイアナ協同共和国、カンボジア王国、スリナム共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国及びベトナム社会主義共和国

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十二月二十二日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一〇一

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県の項中「八重山郡与那国町字与那国四〇二二の一八」を「八重山郡与那国町字与那国九九九の一」に改める。